



野焼き行為について

野焼き（廃棄物の野外焼却処分）は原則として禁止行為です！

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第16条の2、第25条の規定により一部例外を除き廃棄物の野外焼却は禁止されています。

『一部例外』

- 廃棄物処理基準に従って行う焼却炉を用いた廃棄物の焼却
- 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
(河川敷の草焼き・道路法面の草焼き・道路清掃・河川清掃で出た草木の焼却など)
- 震災、風水害、火災、その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
(災害時における木くずなどの焼却・防災訓練等での模擬焼却など)
- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(どんど焼き、正月のしめ縄、門松、塔婆等の供養焼却など)
- 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(稲わら、雑草、伐採した下枝の焼却など)
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
(落ち葉たき、たき火、キャンプファイヤーなど)

※上記の「一部例外」については一般的なものであり注意義務などが各市町村条例または規則などで多少の違いはあります。

※『一部例外』により野外焼却される場合でも十分に気を付けて行ってください。

□野外焼却をする場所やその規模によっては、可茂消防事務組合火災予防条例第45条の規定に基づき「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為」の届出書を管轄する消防署へ提出する必要がある場合があります。

当該届出書は消防署が焼却行為等の実施状況を把握するために提出していただくものであり、提出したことで消防署が焼却行為等を許可するものではありません。

注意事項

気象の状況や、焼却したことで煙や異臭等により消防署へ苦情通報がある場合、火災予防上危険と判断される場合は状況に応じて消防隊が現地で確認後、消火活動を行う場合があります。